

令和5年度第1回千代田区障害者支援協議会

計画部会

—議 事 録—

日時：令和5年7月4日（火）18：30～20：10

場所：千代田区役所 4階 401会議室

千代田区 障害者福祉課

■開催日時・出席者等

日時	令和5年7月4日（火）18:30～20:10	
場所	千代田区役所 4階 401会議室	
委員	学識経験者	小川会長、小池委員
	千代田区障害者相談員	廣瀬委員、小畑委員、小笠原委員、蒲生委員
	障害者及びその家族	藤田委員、鈴木（や）委員、鈴木（洋）委員、 宮（大山委員代理）
	社会福祉団体又は障害者福祉団体の代表者等	廣木委員
	事業者	永田委員、山内委員、中田委員
	就労支援関係者	秋元委員
	区職員	細越保健福祉部長
幹事	区職員	吉田子ども部児童・家庭支援センター所長 山本子ども部指導課長 山内保健福祉部福祉政策担当課長 清水保健福祉部障害者福祉課長 後藤保健福祉部健康推進課長
事務局	区職員	平澤子ども部児童・家庭支援センター発達支援係長 松田保健福祉部障害者福祉課障害者福祉係長 松井保健福祉部障害者福祉課給付・指導担当係長 小坂部保健福祉部障害者福祉課総合相談担当係長 加山保健福祉部障害者福祉課施設・就労支援担当係長 新井保健福祉部障害者福祉課障害者福祉主査 林田保健福祉部健康推進課保健相談係長 細倉保健福祉部障害者福祉課障害者福祉係主事 大越保健福祉部障害者福祉課障害者福祉係主事

■議事録

<開会>

○清水幹事 定刻になりましたので、ただいまより、令和 5 年度第 1 回千代田区障害者支援協議会計画部会を開催いたします。議事までの間、事務局として進行を務めさせていただく障害者福祉課長の清水でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。本日の会議につきましては、議事録を作成いたします関係で、皆様のご発言を録音させていただきます。予めご了承いただきたいと思います。では、本日の計画部会の開催にあたり、細越保健福祉部長から一言ご挨拶を申し上げます。

○細越保健福祉部長 皆さん、こんばんは。保健福祉部長の細越と申します。本日はお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。また日頃より、区の障害者福祉施策にさまざまなかたちでご理解、ご協力をいただきましてありがとうございます。

令和 5 年度は、区の障害者福祉施策の基本的な考え方、方向性を示す、各種計画の改定年度になっております。先の 5 月に開催いたしました障害者支援協議会におきまして、この改定作業を本日お集まりの計画部会で行うことが下命されました。国から示された基本指針を踏まえ、本日お集まりの皆さんからさまざまなご意見をいただきながら、計画をつくっていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。年度内の策定ということで、タイトなスケジュールになりますがよろしくお願いいたします。

○清水幹事 続きまして、本日配付いたしました資料につきまして、事務局より確認をさせていただきます。

○松田障害福祉係長 障害者福祉課の松田でございます。よろしくお願いいたします。お手元の資料の確認をさせていただきます。まず、座席表と、『令和 5 年度千代田区障害者支援協議会「計画部会」委員名簿』でございます。そして『千代田区第 4 次基本構想』と現行の『千代田区障害福祉プラン』の冊子が置かれていますと思います。続きまして、本日の次第、A3 の資料 1『千代田区第 4 次基本構想と障害福祉プランとの関係及び計画の位置付け・基本的考え方』、資料 2『厚生労働省が提示する「障害福祉計画、障害児福祉計画に係る基本指針の見直し」のポイント』、資料 3-1『千代田区障害福祉プランに掲載さ

れている 69 事業に関する評価（全体概要）』、資料 3-2『事業評価シート（事業別評価）』、資料 4『第 6 期障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画の「成果目標」の現況』でございます。以上が本日の資料となっております。資料の不足などございましたら、お手数ですが挙手をお願いいたします。Zoom でご参加の方には、資料を郵送しておりますが、資料はお揃いでしょうか。はい、ありがとうございます。資料の確認は以上でございます。

○清水幹事 それでは、本日の委員の出席状況をご報告いたします。本日の委員出席者数は 15 名で、委員総数 16 名の過半数以上であり、本日の会議は成立しております。欠席は大山委員でございます。なお大山委員の代理として、千代田区さくらんぼの会の宮様にご出席いただいております。Zoom でのご参加は廣瀬委員。傍聴者はなし、協議会へのご意見もございません。

続きまして、本計画部会の部会長、部会委員についてでございます。5 月 26 日に開催されました障害者支援協議会全体会の中で、計画部会について下命をいただいております。本日は第 1 回の計画部会となりますので、委員の皆様の名簿を席上に配付させていただいております。お手元の委員名簿をご覧ください。名簿にはすでに部会長と記載させていただいておりますが、計画部会部会長につきましては、特段の定めがございませんので、全体会会長の小川会長に部会長をお願いしたいと思います。それでは、小川部会長よりご挨拶をお願いいたします。

○小川部会長 皆さん、こんばんは。小川でございます。ご指名いただきましたので、部会長を務めさせていただきます。計画部会というのは、計画を定めていくので固い話になりがちですが、皆さんが普段感じておられることを忌憚なくご発言いただきますと、それをどのように計画に盛り込んでいくか、きっと区の方たちが一生懸命検討してくださると思いますので、活発に議論していきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○清水幹事 小川部会長、ありがとうございました。委員の皆様につきましては、障害者支援協議会のメンバーですのでご紹介を割愛させていただきますが、今年度小池委員が初めてのご出席のため、一言自己紹介をお願いいたします。

○小池委員 東京弁護士会の「高齢者・障害者の権利に関する委員会」からまいりました、弁護士の小池と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○清水幹事 ありがとうございました。それでは、次第 3 の議事に入らせていただきます。ここからは小川部会長によりしくお願いいたします。

○小川部会長 改めまして、小川です。進行を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。今年度は、先ほどご説明がありましたように、冊子「千代田区障害福祉プラン」をご覧くださいますと、障害者計画の部分、障害福祉計画の部分、それから障害児福祉計画の部分、3つの構成になっていると思いますが、これを改定していく作業があります。法律で言うと、障害者基本法のもとに障害者計画があり、障害者総合支援法のもとに障害福祉計画があり、児童福祉法のもとに障害児福祉計画があります。別々に計画があって、それを検討していかなければならないのでややこしいですが頑張っていきましょう。まず、こういった計画については、厚生労働省から 5 月に指針が示されて、それをもとに都と区市町村が計画をたてていくしくみになっております。指針については令和 6 年度から 8 年度まで 3 年間の内容が盛り込まれたものになっております。千代田区も国が出した指針に則して、これから計画を定めていく。その時に皆さんのご意見をできるだけいただきながら計画を策定していく流れになっていくと思います。ぜひ忌憚のないご意見をお願いしたいと思います。事務局にはそれらの意見をしっかりと受け止めていただいて、文言化していただけると期待しております。それでは、効率的に議事進行していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。では、議題にまいります。議題(1)「障害者計画、第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画の策定にあたって～策定の方向性・目的・位置付けについて～」、事務局からご説明をお願いいたします。

○松田障害福祉係長 次第をご覧くださいと思います。本日議題として 5 つの項目をあげてございます。全体をまず簡単に説明いたします。議題(1)では今年度策定してまいります、障害者計画、第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画につきまして、計画の位置付けから大きな枠組み、方向性について説明させていただきます。議題(2)では、計画を策定する際の基本的な考え方について、厚生労働省が示した指針と現在ある区の計画がどのような関係になっているのか、説明いたします。議題(3)の事業報告では、前回、計画が策定されました令和 3 年度から現在に至るまでの、区の障害関係の事業に

ついて、区または関係団体に自己評価をしてもらっております。その結果等が表になっておりますので、概要を説明いたします。議題(4)につきましては、障害者支援協議会全体会でその都度計画の活動の進捗状況を説明させていただいておりますが、今回は成果指標につきまして現況の報告をさせていただくかたちになります。このように、今回の第1回計画部会では、計画策定にあたっての枠組みの確認、国からどんな指針が出されているのか、区の実施してきた事業の現状はどうか、サービス実施状況はどうか、見ていただき、「どのような課題があるか」など、委員の皆様にご意見を伺えればと考えておりますのでよろしくお願いいたします。最後に議題(5)では、今後の計画部会のスケジュールの確認をさせていただこうと思っております。

それではまず、資料1をご覧ください。ここでは、千代田区第4次基本構想と障害福祉プランとの関係、そして障害者計画の位置付け・基本的考え方を示させていただいております。本内容の位置付け等は、すでに5月26日の障害者支援協議会全体会でご説明をさせていただいておりますので、簡単に説明いたします。まず、【計画の位置付け】をご覧ください。一番上に「千代田区第4次基本構想」と書かれております。千代田区においてはこの第4次基本構想が区のすべての計画の最上位にあるものとなります。その下位に「千代田区地域福祉計画 2002」がございます。障害に係る計画についてはいずれもこの上位計画の方向性に沿ったかたちで行われていく必要がございます。では、現在の障害者計画の方向性と上位計画に齟齬がないかを見ていきます。障害者計画の基本的な考え方の〈基本理念〉を見ていただきますと、「障害等のあるなしに関わらず、その人らしさが尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる千代田区の実現」とございます。これがまさに第4次基本構想が示す分野別の将来像に記載のあります、「自分らしく、健やかに暮らし、笑顔で成長しあえるまち」、そして「すべての人が共に支えあい、自分らしく心身ともに健康に安心して生活を送れるまちをめざす。また、生涯を通じて、心豊かに学び成長しあえるまちをめざす」という理念と合致いたします。

【計画の基本的な考え方】を見ていただくと、この基本理念のもとに、基本方針として3つの方針を、さらにはここから5つの基本目標へ、さらに施策の方向性を示した上で、これに区の各組織が実施している事業へとつながっていくかたちとなっています。この基本的な計画のかたちにつきましては、3年前にも精査を重ねて、現在のようにかたちづくられておりますので、この計画の構造は、今回の計画でも変えることはせずに、次にご説明する国の指針や区のこれまでの事業の実施状況を踏まえながら、必要な修正を加えるなどの対応をしつつ、より充実した計画を策定したいと考えております。以上です。委員の皆様、よろしくお願いいたします。

○小川部会長 ありがとうございます。まずは基本的な枠組みについてご説明をいただきましたが、皆さんからご質問やご意見がありましたら、お願いいたします。これについては、よろしいですか。はい、それでは、次に移りたいと思います。議題(2)「厚生労働省の計画策定に係る基本指針の見直しのポイントについて」、事務局よりお願いいたします。

○松田障害福祉係長 資料2をご覧ください。昨年来から厚生労働省の社会保障審議会で検討を重ね、本年5月19日に国の告示として示されました。障害福祉などの円滑な実施のための基本的な指針の中で、主なポイントとして資料2にある14項目があげられてございます。今回の項目につきましては、すべてが新しい項目としてあげられているのではなく、そのほとんどはこれまでも指針としてあげられてきたものでございます。より内容を充実させるために必要な文言が追記されたり、数値的な見直しがされたり、指針の内容がさまざまなかたちでさまざまなサービスの内容に修正・追記を加えるものとなっております。区がすでに対応している項目、またさらに内容を充実していかなければならない項目、3年前の計画には記載がなかったけれども実質的に動き出しているものなど、色々なかたちのものがあります。この指針に対して、区の現況としてどうなっているのかを示したのがこの表です。右端の欄を見ていただくと、「改定時の対応」という項目で、「検討事項」と書いてあるのは、区として国の指針に対してどう対応するのか。より充実させるものを記載しております。この部分をこれから計画に盛り込んでいくために、その内容について考えていく必要があると考えております。今回は、

この「検討事項」をご説明させていただきながら、ご意見を頂戴できればと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、1 番「入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援」の中で、「地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備推進」です。ここは、社会資源つまり手当や各種福祉サービス、通所支援、相談事業といったさまざまなサービスを活用すると共に、コーディネーターを配置する。地域の支援ニーズの把握を行って、関係機関と連携して、効果的な支援体制を構築する必要などが謳われている部分でございます。「グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実」は、グループホームでの一人暮らしの希望実現に向けて、自立生活援助や地域移行支援などのサービスによって、一人暮らし支援の充実を図る必要があるという記載になっております。

次に 2 番「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」の中にあり、「精神障害者等の相談支援業務に関して市町村における実施体制を整える重要性及び当該業務を通じた日頃からの都道府県と市町村の連携の必要性」でございます。この部分はまさに今年度から精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のために、当該検討をこの協議会の中で行っていくということで組み込んだところでございまして、前回の計画には記載のなかった部分でございます。全体会や相談支援部会の協議の中でさまざまな方たちで構築のための検討を始めたところでございますので、新しい計画に書き込んでいく必要があると考えております。

3 番「福祉施設から一般就労への移行等」についてでございます。「一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標の設定」と「就労選択支援の創設への対応について成果目標の設定」には、改定時の対応の項目に「成果目標」と書いてあります。ここは、国から別途数値目標が提示されるところでございまして、後ほど説明させていただく成果目標の中に、「現在から何倍にする」などの数値の目標を示しております。「一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る法改正への対応」は、サービスの一時利用について支援の必要性に応じた取り組み、その際の地域における就労支援に関

する状況を把握して、関係機関と連携していくことが望ましいとされています。

4 番「障害児のサービス提供体制の計画的な構築」の「地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築について成果目標の設定」も、成果目標の記載が必要となります。

6 番「地域における相談支援体制の充実・強化」の「地域づくりに向けた協議会の活性化」は、地域における支援体制強化に伴って、協議会の中でも協議会の構成員に対して令和 6 年 4 月から守秘義務が課されることと関係機関による協議会への情報提供に関する努力義務が課される内容になっております。

8 番「地域共生社会の実現に向けた取り組み」については、「社会福祉法に基づく地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業実施計画との連携並びに市町村による包括的な支援体制の構築の推進」とあります。ここは、令和 3 年 4 月に施行された改正社会福祉法に基づく市町村の包括的な支援体制の推進に取り組むことや、重層的支援体制整備を進めることが書かれています。

10 番「障害福祉人材の確保・定着」の「ICT の導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設」は、ICT つまり通信技術を活用したコミュニケーションやロボットなどを導入して、事業の効率化を図ること。「相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加」は、活動指標に追加となっておりますので、先ほど申しあげましたように、国から数値目標が提示されますので、それに沿って数値目標を記載していきます。

11 番「よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定」には「障害福祉 DB の活用等による計画策定の推進」とありますので、障害福祉の DB を活用して、計画策定を進めていくことになります。「市町村のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進」は、医療的ケアを必要とする方、重度の障害のある方のニーズをしっかりと把握していくことが望ましいと記載されております。

最後に 14 番「地方分権提案に対する対応」でございます。こちらは「計画期間の柔軟化」と「サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化」と

いうものになっております。障害福祉計画や障害児福祉計画について、3年のサイクルを原則としていますが、市町村の実情に応じて任意に設定できること。ただし条件がございまして、さまざまな状況の変化に応じて、その場合であっても計画期間の途中で計画を見直す必要が出てくる可能性がありますので、それにしっかりと対応するという内容でございます。以上、国からの指針のポイントを踏まえつつ、計画の中でどのように具体的に表現、記載していくか、委員の皆様のご意見を伺いながら進めていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○小川部会長 ご説明ありがとうございました。皆さんから、ご意見やご質問がありましたら、お願いします。

○小笠原委員 資料2の3番に、「一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る法改正への対応」とあります。これは就労選択支援の創設に関連したものと思うのですが、よくわからないのでご説明いただけますか。

○松田障害福祉係長 一時利用の部分と就労支援の新しい枠組みについて、以前から国によって「このような内容のものを提示する」と言われているのですが、まだ具体的なものが国から出てきておらず、これから出てくると聞いております。具体的に提示されたあと、どのように区として対応していくかを検討しなければならないと思っております。

○小笠原委員 具体的なことが出た時点で検討事項になるということですが、もうそれほど時間はありませんがきちんと出てくるのですか。

○松田障害福祉係長 出てきます。その時に、全体会や計画部会でお示ししたいと思います。

○小川部会長 就労選択支援については、就労継続支援B型を直接利用するのではなく、雇用就労の可能性のある人が就労継続支援B型にダイレクトに行ってしまうこともあるので、その手前で、その人の就労の可能性についてきちんとアセスメントして、「B型がいいのか、A型がいいのか、移行がいいのか」について、ご本人とご家族の方の意思決定をサポートしようという考え方。それからサービス選択だけではなくて、そうした情報をハローワークなどと共有しながら、その後の就労支援に役立てていきたいと思いますという事業だてになっていると思います。おそらく千代田区の場合には就労選択支援を行ってくれる事業所があるのか。手のあがり具合と、適切なサービスを確保でき

るのかどうかについて、見立てをしながら、様子をみていくことになるのではないのでしょうか。

一時利用については、就労していてだんだん、必ずしも高齢化だけではありませんが、働いている知的障害のある高齢の方などはやや能力低下が早く、定年の前に働くことがつらくなるなど、さまざまな状況があると思います。そうした場合に、働きながら就労継続支援事業等を利用して、ソフトランディングであったり、立て直しだったりができないかということが基本的な事業の組み立てになっているので、それもまた区内の就労継続支援B型の事業所と就労支援センターなどが連携して、働いている人が就労継続支援B型を少し使うことがスムーズに運ぶかどうか。その辺を検討して、つくりあげていくことになるのではないかと思います。

この「検討事項」は、ものによっておそらく千代田区に課題感があってあげているものと、まだ全体的に事業の様子がわからないのでそれをみながら検討していきましょうという、2つの意味が含まれているように思いますが、そういうことですよね。

○松田障害福祉係長 はい。そのとおりでございます。

○永田委員 1番に「地域の社会資源の活用」と書かれていますが、この中に、今の社会資源で足りると考えて、「活用」と書かれているのか、それとも足りないところを育成していくことも含めて考えていくのか、聞きたいです。

10番の「障害福祉人材の確保・定着」で「ICTの導入」とありますが、今、ICTの導入にどれくらいの力があるのかということと、不足する人材に対して、今見ていると、障害者施設でも外国人労働者が大量に入っている中で、そのようなことも含めて検討していくことを考えているのでしょうか。

また差別解消法については、アンケートでまだほとんど一般の人たちに具体的に知られていないとありましたが、その問題はこの中に含めないのでしょうか。

○小川部会長 ありがとうございます。3つですね。順番に行きましょうか。

○小坂部総合相談担当係長 障害者福祉課総合相談担当の小坂部です。地域の社会資源の活用については、現在相談支援部会で検討しています地域生活支援拠点等の整備において、地域生活をしていく中で必要な機能として実際に必要な

もの・足りないものを明らかにしていき、整備を図っていくことになります。障害関連のサービス以外に、地域の中には高齢者が利用できる社会資源がありますので、その辺りの活用を含めて考えていくことが必要だと思っております。

○永田委員 社会資源を新たに育成していくことはないということですか。話し合いの中で考えていくなど。

○小坂部総合相談担当係長 1つのサービスをつくる中では、人材の育成、マンパワーを充足させていくことがとても大切になりますので、その辺りを考えて進めていくものと考えております。

○小川部会長 10番の「ICTの導入による事務負担の軽減等」の辺りでもう少し具体的なイメージがおありでしょうか。あるいはこの人材のところについて、その他で何かありますか。

○松田障害福祉係長 先ほども申し上げましたが、ICT、通信技術を活用したコミュニケーションでございますが、その他で千代田区においてはDX戦略を今年公表しております。コンピューターやスマホなどデジタル技術を活用しながら、障害の施策にも反映できる内容のものを盛り込んでいければと考えております。

○小川部会長 これはまだ具体的に「こういったことをこうしていきたい」というところには至っていないわけですね。今議論していることは、冊子の例えば72ページ、これは相談支援に関する【確保の方策】ということで、具体的にそれぞれのサービスについて、「こんな相談体制にする」と文言化されているわけですが、ものによっては、こういったところに「こういうふうにしていきます」ときちんと言われていくわけですね。そのための基本的な視点や指針が今示されている。それぞれについて、具体的に書ける部分もあれば、行政計画は書いたら行わなければならないので、財源の問題やそれを担う事業者について十分に煮詰められていない場合には、ややあいまいな書きぶりになるかもしれませんが、ここのディスカッションが計画にどれくらい盛り込まれていくのかについては、私たちは意見をあげることに、その後文言化された時に、意見が反映されたかどうかを確認することをして

いきたいと思います。それから差別解消法についての質問についてはいかがですか。

○松田障害福祉係長 差別解消法につきましては、来年の4月以降、民間事業者も合理的配慮をしなければならないことが義務化されますので、区としても当然内容を周知していく必要があります。これについては計画の中に組み込むかたちで周知を図ると共に、永田委員がおっしゃったようにアンケートにおいて差別解消法の周知が不十分であるという結果が出ていますので、より多くの方に周知されるような方策を考えて、計画の中に盛り込んでいく必要があると考えています。

○細越委員 差別解消部会が今まで休眠状態だったのですが、前回の障害者支援協議会で、今回の計画改定に併せて下命されておりますので、その中でも議論させていただき、計画に反映することになるかと思っております。

○小川部会長 力を入れてくださるということです。永田委員がおっしゃった、資料2のところに盛り込まれるかについてですが、これは障害福祉計画の基本指針の見直しのポイントですので、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスのことが網羅されています。差別解消については差別解消法と、どちらかという領域としては障害者計画になります。この冊子で言うと、20ページの「障害の理解促進と権利擁護の推進」。区市町村が行わなければならないこととして、障害者計画の項目として位置付けられておりますので、おそらくこの中に、差別解消法の改正に伴って、さらに義務化されたことの周知を千代田区はきちんと行っていくなどの内容が書かれることになるのではないかと思います。そういうことを期待したいと思います。その他に、ご意見などございますか。

○鈴木（洋）委員 むぎの会の鈴木でございます。就労と人材確保の部分でお尋ねしたいのですが、世の中は2024体制になって一般企業でも動いています。一般就労をしていただく企業側で、障害者に対する扱いが2024以後に変わるのではないかと不安がございます。それから人材確保でAIが入ってくるのは当然ですが、障害者を雇用するよりはAIのほうが正確性がありますし、賃金体制も安定してくるのではという不安があります。その辺は国から政策的なものが出ているのでしょうか。

- 小川部会長 就労支援センターの秋元さんをお願いしてもいいですか。
- 秋元委員 2024 体制というのは具体的にどのようなものですか。
- 鈴木（洋）委員 働き方改革によるもので、時間をある程度きちんとしたものにするなど、一番出てくるのは運輸関係でしょうか。人材が不足するので、企業によっては動いているところだと思います。
- 小川部会長 そのことの、障害のある人が働くことへの影響という観点でよろしいですか。
- 鈴木（洋）委員 はい。
- 秋元委員 現時点では雇用率は引き上がってきておりますので、今後障害者雇用に対するニーズは高まってくると思います。働き方が変わっていく中で、確かに障害者雇用に関する働き方も変わってくると思いますので、それに対応した支援が必要になってくると考えております。
- 鈴木（洋）委員 今現在で、雇用する側に対策などが出ているのでしょうか。
- 秋元委員 雇用する側に 2024 体制への対策があるかは把握しておりませんが、現状わかっている中ではないように感じております。
- 小川部会長 2024 年問題や、秋元さんがおっしゃったように雇用率の引き上げでさらに企業側は障害者雇用を迫られる中で、精神障害や発達障害のある人の雇用がさらに進んでいくと思います。そこに対応した仕事の切り出しを企業はしていかなければいけませんし、精神障害や発達障害のある人に対する区市町村就労支援センターはますますお忙しくなるし、頑張っていていただくことになるかなと思います。併せて、知的障害のある方たちへの業務がだんだん減っていった、どちらかと言うとオフィスワーク中心になっていく中で、知的障害のある方たちの事前の職業的な技術訓練や、就職したあとの技術をどのように IT 系に切り替えていくかなど、企業もかなり頑張っている様子です。特例子会社が業務時間内に、雇用した知的障害のある方たちにコンピューターワークを教えている事例もおそらくご存じだと思います。これから色々な面でシフトが起こっていくと思いますので、区の就労支援センターもそのようなことへの対応をこれからされていくのではないかと思います。その他にはいかがでしょうか。

○小池委員 11 番に「障害福祉 DB の活用等による計画策定の推進」とございます。この「障害福祉 DB」とは、どのようなものを考えていらっしゃるのか、伺いたいと思います。

○松田障害福祉係長 障害者福祉の関係で、手帳をお持ちの方や色々なサービスを受けている方など、さまざまなデータを区の中で持っています。それらのデータを活用することでより充実した対応ができるような、DB をもう少し広げたようなかたちで活用していくイメージだと思います。新しい DB は考えておりませんので、今あるものを必要に応じて活用して、サービスの充実を図るものだと思います。

○小池委員 個人情報との関係は大丈夫でしょうか。

○松田障害福祉係長 個人情報の関係について懸念されることについては十分な検討が必要だと考えています。

○鈴木（や）委員 就労支援に関してです。今、うちの子もお世話になっている最中で、就労支援をなさっている方は素晴らしい方ばかりなのですが、人数が少なくなってきた感じがします。皆さん、ケースをお持ちなので、お互いにケースの情報交換をなさっていただきたいと思っています。業務に役立つのではないかと思います。

それから地域における障害者の就労支援ということでもいつも思うのですが、千代田区は大企業が集まっておりますので、開拓を専門にしてくださる就労支援の方がいらしてもいいのではないかと思います。

○秋元委員 就労支援における情報交換については、担当制をとっておりますが、週 1 回ケース会議等をとおして情報交換をしております。センターの中で一つひとつのケースに取り組んでいけるように情報交換をして、支援の質の担保を行っております。

大企業に対しては、今も企業に対する支援を行っているのですが、もっと必要だとも考えております。雇用率も上がってきますし、大企業だけでなく中小企業に関しても支援が必要になってくると考えております。

○鈴木（や）委員 企業に対する支援は、具体的にどのようなことをなさっているのですか。

○秋元委員 これから障害者雇用を始めたいという方に関する、例えば業務の切り出しであったり、雇用の仕方、あとは各関係機関と協力して、障害者雇用を始

めるにあたってのスキームなどの支援を行っております。また実際に雇用してから、定着できるように支援を行っていますが、やはり個別支援が基本になりますので、場合によってはその中で就職している方の支援をとおして、企業に支援を行っていくことが多いです。

○鈴木（や）委員　それが基本だと思います。本当にずいぶん前から、会社に対してのアピールや講義をなさっていることは知っておりますが、もっと千代田区に就労支援センターがあることをアピールしてもよいのではないかと思います。

○秋元委員　貴重なご意見ありがとうございます。障害者福祉課と相談していきたいと思います。

○加山施設・就労支援担当係長　区からも補足させていただきます。先ほど、就労支援センターの担当者間でケースの情報共有等をしているというお答えがありましたが、ネットワーク推進会議も開催しておりまして、就労支援の事業者間でも事例の共有をしております。また、就労支援センターが行っていることや就労支援センターがあることをもっと知らせていただきたいというお話をいただきましたが、それについては課題として捉えておりますので、ホームページでの見せ方などで工夫をして、「ここに就労支援センターがあって、こんな時に利用できます」など、知っていただいた上でさらに利用を増やしていければと考えております。

○鈴木（や）委員　人材がもっと必要になると思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○永田委員　千代田区の企業の中に特例子会社など、色々あると思うのですが、その中で障害のある人たちが働いています。親御さんたちに、どのような仕事をされていて、どのくらいの人たちが一般就労の中で働いているかという具体的な数字を示せるとよいと思います。それがないと、自分たちの子どものことを考えた時に、「どのような所だったら入れるのか」と想像することができません。だから具体的な数字、それが例えば将来的に少なくなった時に、ここに入れるのかななども含めて出していただけると目安がわかっていいので、その辺を改革していただけたらと思います。

○鈴木（や）委員 人づてに聞いたり、内輪で「～らしいわよ」ということが多いので、人によって情報に差が出てきますので、プロフェッショナルの就労支援の方々にお願いしたいと思います。

○小川部会長 一般就労についてたくさんの意見をいただきました。78 ページに、これは障害福祉計画なので障害者総合支援法に基づくサービスについてですが、千代田区の場合、ここで「①千代田区障害者就労支援センター事業」と項目をたてていて、見込量もたてて、「障害者就労支援センター機能を拡充し、ハローワーク等と連携して障害等のある方を雇用する企業の開拓を行います」と書いてありますので、果たしてこの機能の拡充がどうであったのか。そのようなことをやはり計画としてはチェックをしていかなければならないと考えます。それから「②一般就労への理解促進」で、就労に関するさまざまな情報の周知についても書かれていますので、これがどうであったのか。定めた計画がただの文言で忘れ去られるのではなくて、今のような皆さんのご意見できちんとチェックをして、次につなげていけたらと思いますので、評価と「次にどのような内容にしていくのか」という本当に PDCA サイクルの議論をしているなと思います。他には、いかがでしょうか。先の議題もありますので、見直しのポイントについてはいったんここで区切らせていただきます。ありがとうございます。それでは、議題(3)「事業評価報告について」、お願いいたします。

○松田障害福祉係長 資料 3-1 をご覧ください。今年の 6 月に、現行の障害福祉プランの 15 ページにあります、区及び関係組織が実施している障害に関する 69 の事業につきまして、それぞれの組織に自己評価をしてもらった結果の一覧でございます。この 69 の事業は 14 ページにあります、区の 5 つの基本目標に対して紐づいている事業です。基本目標ごとに各事業がそれぞれどのような評価をしているか。評価 A から D までございます。A は事業を順調に実行しているもので、B は概ね順調だけれども、一部に課題・懸案事項がある。C は福祉が推進されるには不十分であった。D は事業が行われなかったというものになっております。回答はすべて、A と B になりました。A としている事業が 69 事業のうち 45 事業で 65%でした。B としている事業が 24

事業で 35%となっております。これは自己評価なので、今後事業の内容の精査を行う必要があると考えております。

資料 3-2 は、69 の個別の事業がどのような評価をされているかを見るシートとなっております。こちらのシートは、計画の基本目標と施策の方向性があり、そこに紐づいている個別事業名が記載されております。特に重点項目として位置付けられている事業につきましては、重点項目の列に○印が付いてございます。全部で 13 の事業が重点項目となっております。13 の事業のうち、A の評価が 9 事業、B の評価が 4 事業というのが現状となっております。今後、この重点項目は、他の事業も含めまして、「どのような理由でそのような評価になっているのか」「何が不足しているのか。十分ではなかったのか」などの点について、どのように修正をかけていくか、分析した上で、次回の計画部会でご報告ができるものと考えております。

○小川部会長 ありがとうございました。これは自己評価で A や B だけで、さすがに C や D は出ていないのですが、評価の基準は資料 3-1 に書かれています。これについて、皆さん、ご意見はございますでしょうか。

○蒲生委員 表の見方ですけれども、「1 地域の中でともに生きる仕組みづくり」が 18 事業あるのですが、資料 3-1 の合計事業数は 13 となっています。

○松田障害福祉係長 申し訳ありません。数値の出し方が誤っているようなので修正させていただき、適正なものを委員の皆様に変更して送らせていただこうと思います。

○細越委員 内訳の数字が違っていても、A と B の評価に間違いはありませんか。

○松田障害福祉係長 資料 3-1 の内訳の数は誤っていますが、資料 3-2 の評価は、正しいものが記載されております。

○蒲生委員 基本目標「地域の中でともに生きる仕組みづくり」の施策の方向性「地域とのつながりの強化」の中で、評価 B は「⑤ボランティア活動」「⑥ふれあいサロン」などありまして、また基本目標「安心して暮らす仕組みづくり」の施策の方向性「特性に応じた多様な相談体制の整備」でやはり評価 B が多いです。これはアンケートの中でもありましたが、住民の方はとても地域とのつながりを重視していて、身近な所で相談できる体制などが結果に示さ

れていたと思います。その辺りの評価 B を今後どのようにしていくのでしょうか。

○松田障害福祉係長 障害者福祉課が中心ですが、各課から出している自己評価が A と B になっておりますが、蒲生委員がおっしゃったようにアンケートの結果を踏まえて、もしそれが足りないのであれば、そこを充実させていくような事業の方向性を計画の中に表記していく必要があると感じております。

○鈴木（洋）委員 資料 3-2 の施策の方向性「特性に応じた多様な相談体制の整備」とございますが、国の基本指針に「基幹相談支援センターの設置」とあります。ここにある 19 番から 24 番の細かい相談機関、事業は 1 つにまとめる方向なののでしょうか。他区では、基幹相談支援センターが設置されて動いている所もありますが、相談する側としては、まとめていただいて、色々な意見を聞きたいという部分もあるので、どのようにまとめられる方向なののでしょうか。

○小坂部総合相談担当係長 国は、「基幹相談支援センター事業」という名称で行っておりますが、区が任意で設置するものとなっております。昨年度の相談支援部会で基幹相談支援機能について多くの時間を割いて検討等しております。地域生活支援拠点等や重層的な相談支援体制においても基幹相談支援の機能が求められています。現在、基幹相談支援機能としてはえみふると MOFCA の 2 か所を地域の中心的な相談窓口としております。ここについて、さらに明確に基幹相談支援の機能をもたせていく方向で検討しているところです。

○鈴木（洋）委員 今までえみふると MOFCA で相談支援をしていただいた実績については、公表していただけるのでしょうか。個人情報的なものではなく、どのような相談があったかということが利用者には周知されていません。「こういう相談なら、ここに」とわかる。あるいは相談した時に、どのように対応していただいたのかを知りたいのですが、いかがでしょうか。

○小坂部総合相談担当係長 相談内容を含めて、具体的にという部分について、区民の皆様に見えるようかたちでシェアしていくことを大切に思っておりますが、それが不足していたと思っております。数値に関しましては相談支援部会が基幹相談支援、地域生活支援拠点等の進捗状況をチェックする機関として位置付けられております。その報告を全体会で行っております。来年度に

区が出す事務事業概要等では周知をしますが、出しているものが皆さんにしっかりと見えるよう、区も周知について工夫をしていきたいと考えております。

○小川部会長　　今の話題は、28・29 ページにえみふると MOFCA が重点事業として前期計画に書かれていますので、今お話しされた内容そのままとはいかないと思いますが、基幹相談的な位置付けとしてこれまで事業を行っていただいておりますけれど、基幹相談の機能をより一歩、具体的に求めていくのかなと思います。あるいは情報公開についてどのように示していくのか、ご意見をいただいておりますので、また可能な範囲で書きぶりが変わっていくと思います。よろしく願いいたします。他にはいかがでしょうか。それでは、資料 3-1 については改めてデータを出していただけるということでしたので、修正版は次回の会議の時にお出しいただくという理解でよろしいですか。

○松田障害福祉係長　今修正いたしまして、この会議の間に修正版をお出ししたいと思います。申し訳ございません。

○小川部会長　　わかりました。そのようにしていただけるということです。他にもご意見があるかと思いますが、資料 3-2 と冊子を見ていきますと、具体的にどのようなことを行おうとしていたかが書かれていますので、皆さん、全部は難しいと思いますがご自身で関連のある領域を読んでいただいて、果たして評価 A なのか B なのか、もしご意見がありましたら区にお伝えいただければと思います。それでは、先に進めさせていただきます。議題(4)「第 6 期障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画の成果目標の現況報告について」、お願いいたします。

○小坂部総合相談担当係長　第 6 期障害福祉計画の成果目標の進捗状況についてご報告いたします。資料 4 をご覧ください。国の指針に合わせて、また区の実績も含めて割合や数値目標を決めております。今回は令和 4 年度末時点での実績となります。数値目標は令和 5 年度末までに達成するというものが多くありますが、数値目標と実績を照らし合わせながらご覧いただけますと、今の状況が見えてくるかと思います。

まず「福祉施設入所者の地域生活への移行」です。こちらは令和元年度末時点における福祉施設入所者が地域生活へ移行する内容で、実績は 0 人と

なっております。状況としましては、令和4年度末時点で福祉施設入所者で退所した方が3名おりました。退所の理由はいずれも本人が亡くなられたことで、地域生活へ移行した方は0名でした。また、令和5年度末時点における福祉施設入所者を削減する目標については、2人減となっております。令和4年度末の福祉施設入所者数は26名でした。1名の方が児童の入所施設から移行しております。その辺りで2名減となりました。

続きまして、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」です。こちらは、「一」となっております。今年度より千代田区障害者支援協議会相談支援部会を、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する協議の場として位置付けております。そこでは新たに保健、医療などの関係者を加え、地域包括ケアシステムの構築について協議していくかたちとなっております。

「地域生活支援拠点等が有する機能の充実」については、千代田区は区内全体を1つの圏域とし、地域での生活を支援する拠点として障害者福祉センターえみふると障害者よろず相談 MOFCA が連携して対応するかたちとなります。1圏域に対して1か所という数値目標は達成しています。さらに、地域生活支援拠点等機能を充実させ、令和5年度末までに、年1回以上の運用状況の検証、検討をすることについては、相談支援部会をその機関として位置付けています。充実という部分については、令和4年度に地域生活コーディネーターをえみふると MOFCA に配置いたしました。実績に3回とありますが、相談支援部会を书面開催も含めて行った数値となっております。

「福祉施設から一般就労への移行等」についてです。こちらは実績プラス、現在多く関わっていただいている、就労支援センターに登録している人数について、口頭でも伝えたいと思います。「令和5年度中に一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上とする」という目標は、区は1.5倍、数値目標は9人としております。実績としては令和4年度末時点で6人となっております。6人のうち、就労支援センターに登録している方は4人でした。「令和5年度末に就労移行支援の一般就労への移行実績を令和元年度実績の1.30倍以上にする」目標については、実績は4人。そのうち2人が就労支援センターに登録しています。「令和5年度の就労継続支援A型の一

一般就労への移行実績を令和元年度実績の 1.26 倍以上にする」目標については、実績は 2 人で、この 2 人とも就労支援センターに登録していました。

「令和 5 年度の就労継続支援 B 型の一般就労への移行実績を令和元年度実績の 1.23 倍以上にする」目標については、実績は 1 人で、この方は就労支援センターに登録していませんでした。「令和 5 年度における就労移行支援事業等により一般就労へ移行する者のうち、就労定着支援事業利用者を 70%以上とする」目標については、実績 1 人で就労支援センターに登録していました。「令和 5 年度末における就労定着率が 8 割以上の就労定着支援事業所の割合を 70%以上とする」目標については、実績は 12 か所となっております。千代田区内では令和 5 年度末時点で就労定着支援事業所は 14 か所あります。そのうちの 12 か所が達成している状況です。

「相談支援体制の充実等」についてです。こちらは、相談支援部会において重層的な相談支援体制について検討、協議をしています。地域の相談機能の中核的機能を有する基幹相談支援機能、えみふると MOFCA が、多機関が関わる必要がある複雑なケースの対応や地域の事業所等も含めた連絡会や事例検討会、勉強会などを開催し、地域の相談支援機関の連携を図ると共に、相談員の資質の向上、地域全体の相談支援体制の強化を図っているところであります。実績としましては、令和 4 年度に相談支援部会は 2 回、えみふるで行った相談支援連絡会は 2 回行っております。

「障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」についてです。こちらは、高齢者や障害者サービス提供事業所への指導検査において、今後区が中心的役割を担うことを見据えて、対応しております。今後はさらに専門性を有する指導検査の実施をしていきます。実績としましては、令和 4 年度に区の職員が都の研修に参加したのは 4 人。事業所に対しての指導検査は 10 件行いました。内訳は、計画相談事業所が 1 件、居宅介護事業所が 3 件、グループホームが 1 件、就労移行・定着支援事業所が 3 件、就労継続支援 B 型事業所が 2 件でした。

○小川部会長 ありがとうございます。続いて、障害児福祉計画についてもご説明をいただいて、併せて質疑にしたいと思います。お願いします。

○平澤発達支援係長 児童・家庭支援センター発達支援係、平澤と申します。現行計画の 85 ページも参照しながら見ていただくとわかりやすいかと思いますので、見ながら聞いていただければと思います。最初にあります「児童発達支援センター」と「保育所等訪問支援」はセットで考えていただけたらと思うのですが、現在「さくらキッズ」を神田さくら館で行っておりますが、これにプラスして通所事業を拡充した内容及び保育所等訪問支援を加えた内容が児童発達支援センターになります。現行の建物の中では実施が難しいということで、前回計画をたてた時には「令和 5 年度以降」としましたので、実績は未設置となっております。また保育所等訪問支援については、区内の保育園や児童館、小学校に民間事業所がいくつか入っているのですが、区立で主導的な役割をする所についてはまだ場所やどのようなかたちにしていくのかを検討させていただいております。

「重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所」と「重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所」も 1 つで考えていただけたらと思うのですが、令和元年度に設置済みとなっております。こちらは、委員であられるぴかいちを具体的にさしておまして、区が補助金を出させていたでいてぴかいちが整備した内容となっております。今年度一部をまた拡充する予定となっております。

「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置」は、令和 4 年度 2 月 20 日に第 1 回を行いました。その時は顔合わせと議題を出すことがメインとなりました。そのあと 3 月に書面開催を行いまして、その中でも議題や整理する内容について出していただきました。2 月 20 日の内容については、区のホームページに抜粋が掲載されていますので、興味のある方はご確認くださいと思います。

「医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置」は、さくらキッズと運営法人が同じで、「はばたきプラン」というものを区で実施させていただいておりますが、その 1 人の方が医療的ケア児コーディネーターとして支援にあたっていますので、令和 4 年度に設置とさせていただいております。

○小川部会長 ありがとうございます。障害福祉計画と障害児福祉計画の成果目標について、令和4年度末時点での進捗状況をご報告いただきました。皆さんからご質問やご意見がありましたら、お願いいたします。就労のところの実績の人数の内訳で、就労支援センターが、例えば「令和5年度中に一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上にする」で、実績が6人で内4人が就労支援センターに登録という説明でしたが、残りの2人は就労移行支援事業からの移行という話ですか。

○小坂部総合相談担当係長 そうです。この2名の方は、他区からの転入に併せて一般就労に移行した方です。

○小川部会長 そうすると千代田区の場合には、ここの実績は就労移行支援事業と就労支援センターと両方の数字が表されているという理解でよろしいでしょうか。

○小坂部総合相談担当係長 はい。

○小川部会長 それでしたら次回以降で結構ですので、その注意書きと内訳が明記されたほうがデータとして適切だと思いますので、可能でしたら、そのような修正をお願いしたいと思います。

○小池委員 「福祉施設入所者の地域生活への移行」で、国の基本方針でも定められているのですが、今、施設に入っている方が地域へ移行するのだとすると、地域での受け皿がきちんとしていないとなかなか実現できないと思います。地域での生活の基盤、環境を充実させる必要があることと、対象の方にとっては地域で暮らすよりも施設で暮らしたほうがふさわしい生活の場だと評価できることがあると思うので、何が何でもこの数値目標を達成しなくてはならないのかなと疑問に思ったのですが、千代田区ではどのようなお考えで進めていらっしゃるのでしょうか。

○小坂部総合相談担当係長 施設入所される方で、今の生活の中で地域よりも施設入所を望まれた方も多くいらっしゃいます。障害の重い方が地域でしっかりと生活していけるような状況、場を充実させていかなければいけないということがあると思います。そちらが充実したところで、入所者の方は施設から地域へと考えていけるのではないかと考えております。その辺りも考えて、現在区で進めております地域生活支援拠点等の充実を図っていきたいと思っ

ております。また相談支援事業で地域移行支援がございますので、そちらをしっかりと機能させて、施設に今入所している方に対しても地域への移行の話をしていく取り組みも必要になってくると考えております。

○小川部会長 ありがとうございます。今の辺りも計画の中にどのような文言で盛り込まれるのか、表現されるのか、難しい部分もあると思いますが、よろしくお願いいたします。他にはいかがですか。

○蒲生委員 児童のはばたきプランについてです。本人や親御さんからの聞き取りや関係機関もだいぶ入っているのですが、これは実際関係機関からの聞き取りも行われているのですが、

○平澤発達支援係長 話が成果目標と少し離れてしまうのですが、関係機関とはお話をさせていただいております。ただご家族に、各機関に連絡をとってよいか、確認をとった上で話をさせていただいております。そしてその情報をもとに、プランを充実させていっております。

○小川部会長 他にはいかがでしょうか。それでは、議題(5)「今後のスケジュールについて」、事務局よりご説明をお願いいたします。

○松田障害福祉係長 スケジュールの確認の前に、先ほど資料 3-1 につきまして、数値が間違っておりまして大変失礼いたしました。数値を直しまして、委員の皆様の所にお配りいたしましたのでご確認いただければと思います。大変申し訳ございません。

それでは、次回の計画部会についてです。全体会でお示ししました時は 7 月中旬を想定していましたが、計画策定作業の関係で 8 月上旬から中旬にかけてを予定しております。日程が確定いたしましたら、委員の皆様にはご連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○小川部会長 ありがとうございます。スケジュールについてはよろしいでしょうか。それでは、以上で議事はすべて終了いたしましたので、進行を事務局に戻させていただきます。

○清水幹事 今日は、委員の皆様、活発な協議をありがとうございました。委員の皆様からのご意見、ご指摘につきましては事務局で整理をいたしまして、計画策定に反映させてまいります。それでは、最後に小川部会長から一言お願いいたします。

○小川部会長　　皆さん、活発なご意見をありがとうございました。やはり計画に書いたら行わなければならないので、書きぶりが行政としては難しいところがあり、具体的に、明確に書けるところと大まかな方向性を示すところと、その温度差はあるのではないかと思います。そこをギチギチにチェックすると、逆に書けなくなってくる部分もあるので。ただ、計画が絵に描いた餅で、書いたはいいのだけれども、あとで振り返りがなされないということになりますと、この計画の意味がなくなってしまいますので、皆さんとこのような感じで確認をしていけたらいいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。今日はありがとうございました。

○清水幹事　　小川部会長、ありがとうございました。委員の皆様には会議の進行にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。本日の障害者支援協議会計画部会は、これで閉会とさせていただきます。ありがとうございました。